

ウ 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

身体拘束の禁止規定に具体的に該当する行為に対する意識は、施設の取組状況等アンケート同様に、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。」(47.4%)、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(68.3%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(55.2%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。」(52.0%)の4つの行為については、身体拘束であるとの意識が低く、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。」(42.6%)も加えて、「思わない」が「思う」を上回っている。

したがって、施設だけでなく、家族等への働きかけと合せて禁止行為に関する正しい理解を求める等、より一層の意識啓発を進める必要があると思われる。